

年企発 0605 第 1 号
令和 2 年 6 月 5 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）の施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

本日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 40 号）が公布され、その一部が同日より施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

新			旧		
(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準			(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型> 1-1～2-10（略）	(略)	(略)	<規約型> 1-1～2-10（略）	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通> 3-1（略）	(略)	(略)	<規約型・基金型 共通> 3-1（略）	(略)	(略)
3-2 給付の種類、 受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項	(1)・(2)（略） (3) 受給の要件 ①老齢給付金の支給要件 及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要 件をみたすこと。(法第 3 6 条第 2 項) (ア) 60 歳以上 <u>70 歳</u> 以下の規約で定める年 齢に達したときに支給 するものであること。 (イ) 50 歳以上 (ア) の 規約で定める年齢未 満の規約で定める年齢に 達した日以後に実施事	(略) ・老齢給付金の支給要件は、支 給開始年齢及び加入者期間 による要件とすること。ま た、50 歳以上 (ア) の規約 で定める年齢未満の規約で 定める年齢以降で実施事業 所に使用されなくなったと きを支給開始年齢とすること ができる。	3-2 給付の種類、 受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項	(1)・(2)（略） (3) 受給の要件 ①老齢給付金の支給要件 及び失権 ・支給要件は、次に掲げる要 件をみたすこと。(法第 3 6 条第 2 項) (ア) 60 歳以上 <u>65 歳</u> 以下の規約で定める年 齢に達したときに支給 するものであること。 (イ) 50 歳以上 (ア) の 規約で定める年齢未 満の規約で定める年齢に 達した日以後に実施事	(略) ・老齢給付金の支給要件は、支 給開始年齢及び加入者期間 による要件とすること。ま た、50 歳以上 (ア) の規約 で定める年齢未満の規約で 定める年齢以降で実施事業 所に使用されなくなったと きを支給開始年齢とすること ができる。

<p>3-3~3-12 (略)</p>	<p>業所に使用されなくなったときに支給するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年を超える加入者期間を支給要件としないこと。(法第36条第4項) ・ 次のいずれかに該当することとなったときに失権するものであること。(法第40条) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。 (イ) 老齢給付金の支給期間が終了したとき。 (ウ) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。 <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給期間を定める場合は、5年以上であること。(法第33条) <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3-3~3-12 (略)</p>	<p>業所に使用されなくなったときに支給するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年を超える加入者期間を支給要件としないこと。(法第36条第4項) ・ 次のいずれかに該当することとなったときに失権するものであること。(法第40条) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。 (イ) 老齢給付金の支給期間が終了したとき。 (ウ) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。 <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給期間を定める場合は、5年以上であること。(法第33条) <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---------------------	--	--	---------------------	--	--